

重点施策	24年度事業実施状況	成果・課題(担当課)	審議会評価・意見
① 家庭における男女共同参画・共同責任意識の促進	1月から3月までの3ヶ月間、市民から男女共同参画に関する「一行詩」を募集し、「男女共同参画のつどい」で優秀作品の表彰を行った。「一行詩」の優秀作品は、市役所市民ホール、人権センター、中央公民館で展示を行った。また、今年度から遠賀信用金庫古賀支店の協力を得て、ギャラリーでの展示も実施した。さらに、ホームページにも表彰作品を掲載するとともに、9月広報に表彰作品を掲載し、男女平等意識の浸透を図った。 【総務課】	「一行詩」は、これまでの最高で、1,136名から2,143作品の応募があった。また、ある中学校では優秀作品を独自に表彰される等、男女共同参画意識の促進につながった。なお、表彰についてもこれまでの最高で、12名の最優秀者を6月の男女共同参画のつどいで表彰を行った。 【総務課】	○【会長】では、一行詩については、最初から関わっているのでみなさん、よくわかっているとは思いますが。 【藤委員】何年から始まったということは、是非書いていただきたいです。数の推移もある程度分かるように、それと、今後の提案ですが、学校表彰とか企業表彰とか、今までは個人表彰ですので、今までにたくさん応募があったところとか、協力的な企業というのも考えていただいていたのかなと思います。学校表彰とか、企業表彰は毎年というわけではなくて、例えば5年毎とか区切ってしていただけたらとかがうかなという意見です。 【会長】それいいアイデアかもしれないですね。「中学校では優秀作品を独自に表彰された」というのがいいですね。結構、校長先生が表彰式に来られていましたよね。二人か三人来られて、その子に声かけておられたので、非常にいいなと思いました。ただ、なかなか意識の浸透が難しいですね。 【事務局】先生の交代によっても、取り組みが途絶えたりというのも実際問題としてありますし、今年度は福岡銀行さんが参加されなかったというのが。 【会長】ゼロになりましたものね。 【事務局】他は、愛和病院さんとか参加していただいたところも多いですが、一方では、参加しなくなったところもありますね。 【藤委員】先ほどの学校表彰・企業表彰も広報などで、公募活動していただいて、フェアにやるべきだと思います。盛衰はあるにしても、全体的には向上で、発展的に経緯しているの、それは評価すべきで、いうなれば、誰にでも参加できる非常にすばらしいツールですので、是非継続してほしいです。
② 男女が共に参画する育児・介護のための講座及び相談事業の実施	男性の育児参加と子育てのスキルアップを図り、女性の家事・育児の軽減につながるよう、父と子のつどいの広場を継続して実施した。 【子育て支援課】 家族介護教室を開催した。(5回開催、のべ89人参加、実23人参加の内男性1人参加) 介護予防講座(出前講座)を開催した。(12回開催、250人参加、内男性約44人参加) 認知症サポーター養成講座を開催した。(25回開催、997人参加、内男性390人参加) 高齢者に関する相談対応を行った。(相談件数699件) 【介護支援課】	父と子のつどいの広場では、父親同士の情報交換や交流を中心に行ってきたが、子育てスキルアップの具体的な手法等を取り入れた講座を実施する。 【子育て支援課】 家族介護教室、介護予防講座、認知症サポーター養成講座の開催により、家庭や地域での介護支援や男女共同参画の意識づけが図れた。今後も積極的な開催を行う。 【介護支援課】	○【会長】子育て支援課のほうでは、何回開催したとか、参加人数とかデータを示していただけますでしょうか。 【子育て】「父と子のつどいの広場」事業を展開しているのが、年に6回奇数月の土曜日に開催しております。参加人数につきましては、6回の合計人数が228人で、そのうち、お父さんの参加が43人となっております。お母さんの参加が若干多くて67人で、その他おばあさんが参加されたケースも1人あります。 【副会長】同じ欄で、子育て支援課と介護支援課が似たような事業で、数字的な実績の把握ができるにも関わらず、片方が抽象的で、片方がやや具体的に書いているというのは、表現に平仄がとれていない感じがありますね。どちらかに統一したほうがいいような。 【会長】審議会としては、前々から具体的な数字をあげてくださいというお願いをしておりますので、それに介護支援課は応えてくださったのかなと思いますね。 【副会長】実施状況というのは個別具体的なものを我々はおそらく教えていただきたいと思う立場なので、回数とか件数とか人数があったほうがいいような気がしますが、なかなかそこまでできなくて、特に気になる部分については、今回個別に話をしましたが、その辺りの統一感がないというのは、事務局のほうの不備なので、今後対応していきたいと思います。 【会長】こちらも数にこだわって審議するのも、本当は数が出たほうが簡単ですが、中身をみていかないとけないので、それは手がかり足がかりに過ぎないというのは、私どもが自戒していきたいと思います。他にはこの項目でご意見ご質問は。 【倉委員】子育て支援課に聞きますが、「子育てのスキルアップの具体的な手法等を取り入れた」と記載されていますので、どのようなことを具体的にされたか教えてください。 【子育て】この部分は課題ということで、25年度になります、「父と子のつどいの広場」を衣替えしまして「イクメン道場」名づけた事業を行っております。これも年6回の予定で行っておりまして、親子遊びですとか、子どもの発育に関する講演などを行っております。 【倉委員】今年度行っているということですね。 【子育て】はい。25年度です。 【会長】24年度行った上での成果と課題ですね。あとは、よろしいですか。 【阪委員】先ほど言われた数字についてですが、男性向けにやっている事業なのかと思うのですが、大半の参加者は男性ではなく、女性で228人中お父さんは43人というのが意味がわからなかったのですが。 【子育て】参加者総数が228人でその内訳として、お子さんが117人保護者が111人です。さらにその111人の内訳としてお父さんが43人、お母さんが67人、おばあさんが1人ということです。 【阪委員】この講座名は何ですか。 【子育て】「父と子のつどいの広場」です 【阪委員】なのに、お母さんの参加がやっぱり多いのですか。 【子育て】はい、そうですね。 【阪委員】お父さんが来なくて、お母さんだけくる家庭があるということですか。 【子育て】会場が「つどいの広場ででんでん虫」といって日頃から、就学前のお子さんの居場所として常時解放している場所で、そこが土曜日にも開いていることを知っている方がお見えになられても、今日はお父さんのためなので帰ってくださいということはおしておりませんので、一緒に参加して楽しんでいってくださいということで、対応しています。 【阪委員】わかりました。 【会長】どうして、「父と子のつどい」なのに母が多いのだらうと思っていました。では、次にいきなさいと思います。 ○【藤委員】続けて、上の段の介護支援課の方はきちんと開催の数とかが書いているわけですが、先ほど申しました前年度から考えてどうなのかというような、所謂、成果と課題という意味では記述が不足かなと思います。補足説明がありましたら、お願いします。 【介護支】4点報告をあげております。「家族介護教室」「介護予防講座」については前年度と実態的にはさほど変わらない状況です。「高齢者に関する相談対応」は様々な相談内容がありますので、男女何人相談にきたという集計はとっておりません。相談件数は毎年増えてきている状況です。「認知症サポーター養成講座」については、23年度は男性の参加が5分の1程度だったのですが、昨年男性の参加率が上がっているのですが、なぜかといいますと、実は去年から、小学校5・6年生向けに「認知症ジュニアサポーター養成講座」を開催しております。小さい頃から認知症について、正しく知ってもらおう、それを学ぶことによって、人権意識を、助けあっているという意識を広げていこうということでやっております。その関係がありますので、学校ですので、大体男女比が半々というものもありますし、その実施の前段階として、学校の先生にも「認知症サポーター養成講座」を実施しました。ということで、男性の数が大きくふえている状況です。 【会長】390人の中に小学生のサポーターも入っているわけですか。 【介護支】入っています。

			<p>【会 長】 それは、希望者で開催したのですか。 【介護支】 いえ、違います。小野小学校は6年生全員。それ以外の小学校は5年生全員です。 【藤委員】 それは、とっても大きな成果だと思います。進歩だし、それは、是非是非書いていただきたいですね。 【副会長】 男性390人というのは、ミスリーディングですね。小学校6年生でも男性ではありませんけど、男性が参加したということとは、ちょっと違うけど、子どもまでが参加したというのが、むしろ評価すべきことだと思います。 【藤委員】 いいことだと思います。 【会 長】 いいことだけど、記入のときはきちんと書いてくださいね。 【藤委員】 いいことなのに、成果としてみえないのもったいないですよ。 【副会長】 ここからやるというのが大事なことです。男性がやるのも大事なことです。本当は子どもですよ。 【藤委員】 それ以外に、他に書いていないけど、成果と判断できるようなことはないですか。 【介護支】 そうですね。特にはありません。</p>
	<p>初産婦のパートナーを対象に父子手帳の交付を行った。父親も含めた子育て教育実施のため、すこやか教室(両親学級)を土曜日にも開催し、父親のわくわく妊婦体験、赤ちゃんモデル抱っこ体験、妊娠中の生活についての講話などの事業を行った。また、母子手帳交付時に両親で来所された場合は、両親共に制度や妊娠中・産後についての話をを行った。 【予防健診課】</p>	<p>年間2回5月10月の土曜のすこやか教室には参加者の殆どが両親で参加されており、父親の育児参加を促す機会をもつことができた。今後も参加しやすい日にち設定や周知・啓発、内容の充実を図っていく。 【予防健診課】</p>	<p>○【会 長】 予防健診課の方にお尋ねします。初産婦の対象者はどのくらいというのは、当然わかりますよね、母子手帳を配布しているのですから。その中での参加率はどのくらいでしょうか。 【予防健】 24年度母子手帳交付者数が549人です。そのうち「すこやか教室」に参加した妊婦さん219人で、39.9%です。 【会 長】 それは初産の方だけですか。 【予防健】 いえ、初産婦と経産婦合わせてです。内訳は、初産婦117人、経産婦102人それ以外に、お父さんやおばあさんが参加されているケースもあります。 【会 長】 この事業対象の初産のパートナーが参加して、父子手帳をもれなく交付しましたか。 【予防健】 はい。 【会 長】 その中で、「すこやか教室」に参加された方はどのくらいいらっしゃいますか。 【予防健】 お父さんですか。 【会 長】 はい。 【予防健】 初産婦のパートナーが28人、経産婦のパートナーが3人です。経産婦が少ないです。 【会 長】 やはり、初めての時は、父親も関心をもって参加するのですよね。約1割。目標としては、どのくらいですか。アンケートをとられたと思いますが、その中でどのような意見がでてきましたか。 【予防健】 参加された方に対するアンケートは取っていません。 【会 長】 例えば、開催曜日が参加しやすいとか、参加しにくいとか。アンケートをとっていただくと、次につなげますよね。こういうことを知れてよかったとか、もっとこういうことを知りたかったとか。父子手帳についてのアンケートはありますか。 【予防健】 父子手帳に関してのアンケートは取ったことはありませんが、窓口に来られた方の意見を聞かせてもらおうと、こういうものがあると直接言いつらいけれども、一緒に協力してほしいという意志を伝えやすいとか、お父さん自身も一緒に窓口に来られた時に、直接お渡しして、反応をうかがうと、照れながらも、こういうものがあると、どんなことをしたらよいか具体的にわかると言っていました。 【会 長】 つまり、父子手帳には、父親として育児にどう参加したらいいか、例えば、病気がしたときはどうしたらよいか、そういったことが書かれているのですか。 【予防健】 そうですね。妊娠中のお母さんの変化に応じて、例えば、このような時期はこういったマッサージを手伝ってあげるといいとか、お母さんがこういうことに困る時期だよとか、男性は自分のことではないので、なかなか実感できないので、産後であれば、育児はこういった部分を父親が分担するとスムーズにいくよとか、具体的な絵も含めて載せています。 【会 長】 とてもいい取組かなと思いますけれどもね。 【藤委員】 他の審議会にも参加させていただいて、同じような意見を言っているのですが、できれば24年度事業実施状況のところに、今の数値を入れたお話を書いていただくと非常によくわかるわけですね。聞かれて入れるのではなくて。そして、もう一つは、それをどういう風に把握して、どのような成果なのか、また、どのような課題があるかまでしないと、これの意味がないと思います。つまり、50人参加して、それが良いとするものもあるだろうし、少ないというものもありますので、数だけでは判断できないわけですね。例えば、549人というのが、その前の年度はどうだったのか、それから比べると増えているのか、減っているのかとか、男性の参加が増えているのか、減っているのか、そういうことを是非次回からは、実施状況のところにまとめていただいて、その結果を成果・課題のところに書いていただきますと、私達も判断しやすいわけです。よろしくをお願いします。 【会 長】 何でもそうですが、まずは現状把握をしないと次の課題が見えてきませんよね。アンケートと申し上げたのはそれですよ。参加者がどう感じたのか、もっとこうしたらいいというのは次の課題につながるかなと思いますので、是非その視点でお願いしたいです。</p>
<p>① 地域活動における女性リーダーの養成</p>	<p>核家族化等により地域の教育力低下が社会問題となる中、地域において家庭教育支援の体制が整うよう支援者を養成することで、相談体制の充実をはじめとした家庭教育支援を推進するために家庭教育支援者養成講座を開催した。 ・テーマ「これからの家庭教育支援について～子どもたちの生活体験を育む大人のかかわり～ ・期日 平成25年3月11日(月) ・参加者 10名(女性)</p>	<p>具体的な活動を交えた話であったため、参加者からは『一対一の向き合いがとても大切な事をあらためて感じる事ができました』や『大変参考になった』等の感想があり、家庭教育ボランティアとしての活動につなげることができた。 課題では、季節がら、風邪などで事前の参加希望者の欠席が多かった。今後は、開催時期も含めて検討したい。</p>	<p>○【会 長】 1ページ(2)①については、補足資料が送られてきていますね。こちらでいきたいと思えます。補足資料読み上げ。これについて、ご質問ご意見ございますか。 【阪委員】 上の○の取組ですが、参加者10名というのは、女性のみが参加ですか。 【生涯学】 いいのか悪いのかわかりませんが、家庭教育的な子育て支援をやりたいという方限定で養成を行っている講座ですので全員女性であったということ。【阪委員】 男女共同参画ということでは、家庭教育というのは特に、どうやってそこに男性が参加するようになるかということが一般的な課題と思うので、女性でいいのかなと思うのですが。このあたりをどう考えておられますか。 【生涯学】 私どもとしましては、「ぶんぶんクラブ」でも家庭支援の関係でいうと募集をかけると女性です。ある面、私達の考え方とところで、男女もあるけれども、女性が活躍できる場所というのめぐえない。女性と男性がいて、その中で女性が活躍できるというところの場所ではありますが、言われるように、家庭内において父親の役割とか、そういうものであると、男性の保育士が増えたりすることへの期待感はずごく強いのですが、古賀市の実態の中では、家庭教育の支援をやりたい方、ボランティアをやりたい方どうぞと募集をかけると女性がほとんどになってしまうという現状がありますので、女性に対しての部分の項目としては合致する部分でそれを活かしながら、地域社会へ、女性が子育てやいろいろなものを活かしながら参入していくということが大事なことでありますけれども、相対の意識としましては、人権センターと連携しながら、子育てに対する広がり、男女の共同参画はご指摘どおりだと思います。 【阪委員】 この講座については、参加者を募るときは、男性も参加していいということで募</p>

地域のウォーキング行事やウォーキング教室の企画・運営に取組み、生活習慣病予防のためのウォーキングを推進する人材育成を目的としたサンサンウォーキング講座(全9回)を開催した。
・受講者 25人(内女性13人:約52%)
・参加者 延125人(内女性76人:約60%)

【生涯学習推進課】

ウォーキングに関する基礎学習と企画票作成、実習、ワークショップを行ない、企画・計画票を作成することで、市民ウォーキングや、地域でのウォーキング事業実施に向けた人材育成が達成できた。課題としては、申込者25人中、半分以上の出席者は15人であり、9回すべて受講できた参加者は4人だった。内容として充実していたが、今後は市民の学習ニーズと地域ウォーキング推進の内容について検討したい。

【生涯学習推進課】

集しているのですか。

【生涯学】 はい。

【阪委員】 わかりました。

【会長】 家庭教育支援というのはどういことですか。

【生涯学】 古賀市の中で、就学前は福祉部で担っております。この家庭教育は就学後の児童の家庭内の子育ての悩みということで、「ぶんぶんクラブ」でやっているのは、こうする教育というわけでもなく、子育て支援の話やそういう方がたと一緒に花火をやったりしているので、やっていることは、福祉でやっている子育て支援とほとんど同じです。家庭教育の重要性ということで「早寝、早起き、朝ごはん」というような、様々な学校の現場で抱えている課題を家庭教育と一緒にどうやっていくかという視点において、養成講座を行っている状況でございますので、家庭教育と子育て支援などお母さんたちへのいろんなアドバイスというのはものすごく明確に分けているわけではありません。年齢的な部分でいうと、就学後というイメージですみ分けを行っております。

【会長】 基本的な生活習慣を身につけるように親ができないから、アドバイスをするというイメージですか。

【生涯学】 いえ、子育て支援と同じように、悩みを聞いたりその人たちを支援したり、地域展開のなかでそういう人たちを支えるサロンです。学校教育の教育委員会の中で開いている部分ですので、家庭教育という話にはなっていますが、ただ教育するというサロンではなくて、「ぶんぶんクラブ」の支援も年齢は就学後となっておりますが、家庭支援というような状況で行っております。指導だけではありません。

【会長】 家にいるお母さん達を主に支援していこうということですか。

【生涯学】 いえ、今、子育て支援がとても充実してきています。そういうところで言うと、子育て支援というと、学校教育の中で相談したいという場合の相談の場所というのは、学校のお勉強であったり、そういう部分は充実しています。マイナスの部分で、ものすごく悩んでマイノリティの生き方をしていかなければならない家族、そういうことに対しても福祉は支援しています。しかし、日々の生活のなかで、小学校に上がったお子さんのお母さん達はすごく悩んでいて、お勤めしている方も含めてですが、そういう方々を対象にしたものですので、家で家庭教育をしているだけということではございません。お勤めしていると、子どもたちが悩んでいることを話すことができなかつたりしますので、昼間だけではなく、土曜日、日曜日さまざまな活動をしていくことになっておりますので、そういうことを支援したりしております。

【平委員】 意識としては、お母さん支援ですか。お父さん支援というのはないのですか。

【生涯学】 お父さん支援もカリキュラムの中に組み込んでいます。

【平委員】 ですが、お父さんが顔出しされることはゼロですか。

【生涯学】 いえ、支援の中身の話で、私の発言で「お母さん」ということで子育て支援ということで結構、今、女性の問題ということで、テーマが女性の地域進出ということで着手していますので、女性ベースで話をしました。カリキュラムの中には、元気なお父さんを支援するというカリキュラムを作って、講演を行ったり、ワーキングをやったりなどのメニューはあります。それから、限定しているわけではありません。このテーマでは、女性が地域の中でリーダー性を発揮していただく大きな役割としては、やっぱり子育てという女性の役割というのを、地域で活躍していただきたい期待感があります。男性も頑張るって、子ども育成会とかいろいろところで、やっていただいています。やはり、女性というものが大きく活躍できる場であるということは地域の中でぬぐえないかなというのがあります。

【会長】 取り掛かりとして、女性が入りやすいということですか。

【生涯学】 そうです。やはり、男性もどんどん入ってきてもらいたいのですが、やはり女性のきめ細やかなもの、そういうものの中で、社会進出や地域の中で重要に思っている場所というものである一つがこういうところであるなということで、ぬぐえないものがあって、私達は支持したい。男性を拒否するというものではありません。

【藤委員】 参加者が10名ということですが、10名だから少ないという意味ではなくて、告知はどのような形でされていますか。

【生涯学】 広報とか、PTAに配ったり、児童たちに持ち帰らせたり、そういうことをやっていますが、小学生のお子さんをお持ちのお母さんたちは、本当に忙しくて、小学校に上がったから、仕事を始めようとかいう方たちも増えていきます。このテーマが「子育ての支援をしたい人」と限定すると、なかなかそこに人数は集まらない。しかし、ここで学んでいただいた方は、「ぶんぶんクラブ」に登録していただきます。少人数でも意義を持って集まっていた方が「ぶんぶんクラブ」に登録して、自分が活躍できるところだけでもいいので、支援をやりますということで、毎年毎年繰り返すことで、最初は少なかったのですが、少しずつ増えてきて、家庭教育のボランティアさんが増えています。こういう関わりをずっとやっていくということで、裾野を広げていくという地道な活動の取り掛かりということで、意味はあるのではないかと思います。

【藤委員】 直接的にというのではないのですが、こういう地味な活動というのは、告知の仕方が難しいですよね。例えば、タレントさんが来て講演するとなれば、大々的にポスター貼ったりしますが、私は逆かなと思ったりしまして、地域の方が何かをするとか、こういう地味な活動というのを、ここで言っていることがわかりませんけれども、華々しい1回の講演会に行くよりも、とは思うのですが、10名が少ないからダメだよという言い方ではなくて、ひよっとしたら、上手く告知したら20名集まったのでは、ないかと思える部分があるので、こういう意見を言いました。生涯学習課にということではなくて、いろんな形で告知していただければいいかなと思います。

【生涯学】 言っていたように、これは取り掛かりです。本当は、日常的なボランティアの補充という、市民活動支援センターができてることにより、「あなたがやりたい支援って何ですか」という相談の窓口から、また「ぶんぶんクラブ」に行かれる人がいて、窓口はいつも開いているという状況の中で、少しずつ地道に地域で支援をしていただく人たちが多くなれば、最終的に地域ごとにグループが出来るのが夢です。

【会長】 寺子屋活動というのはまだ継続されているのですか。

【生涯学】 まだ継続されています。

【会長】 あれは、各校区に広がっているのですか。

【生涯学】 青少年が担当なので、私がいまいに答えことはできませんが、結構、地道な地域の人たちの努力が、男たちという、数学合宿はほとんど、おやじさんたちが子育てにチャレンジするという、やっている活動は地道に広がっているし、本当に地域展開の人間を増やすというのは、地道な活動にはなるけれども、細長くやっていくかということが最終的な成果の一つになっていくかなと思っていますので、これは本当のきっかけの一つで、日常的にそういう方々を開発するところでは、いろんな活動をやっているときにもチラシを配ったりとか、行っています。

【事務局】 担当の係長と話しましたが、先ほど言われたように参加者が10名ということで、課題のところでも記載していますが、時期が3月11日で、風邪によって当初の希望者より、結構多い数の方が欠席されたということで、時期について検討したいと言っております。

【会長】 下の○のウォーキングも企画から経験するということでは、いい事業だと、最初

			<p>はウォーキング講座がなぜ男女共同参画かと思いましたが、企画を経験するという意味でリーダー養成ということでは、いい事業だと思いました。</p> <p>【岩委員】「サンサン」というのは、日曜日ということですか。</p> <p>【生涯学】太陽と参画するという意味で、太陽を浴びながら地域と一体になって協働参画を目指す人材の育成という思いをこめて「サンサンウォーキング」と名づけています。</p> <p>【岩委員】受講者としては、男性も女性もいらっしゃいますが、開催は何曜日ですか。</p> <p>【生涯学】講師の都合で設定しておりますので、平日木曜日の午前中の時間帯に設定しています。</p> <p>【岩委員】それでも、男性の方が参加されるのですね。</p> <p>【生涯学】そうですね。お仕事を定年された方が中心になっていますが、中には一人NPOを立ち上げていらっしゃる若い男性が入っていたのですが、残念なことに一度だけの受講で、都合が悪いということで、途中でやめられました。</p> <p>【会長】先日、福津の男女共同参画都市宣言10周年のつどいで、講師のお話がいろいろありましたが、私が面白いと思ったのが、ワールドカフェという手法を使って、各地域で市民の方が話し合いを持って、課題を解決していくという方法があって、古賀もやってみたら、市民の参画の手法としていいのではないかなと思ったので。なかなか「さあ、話し合いましょう」と言ってもできないじゃないですか。でも、すごく柔らかい感じでいいかなと思いました。思っても話ができないという人が、大半だからですね。</p> <p>【生涯学】古賀市民のウォーキングということで、かなり大きなことをやっています。このサンサンウォーキングから育った方が、今度3月にRKBが主催の大きなウォーキングがありますが、皆さんが古賀市を歩きぬいて、どこが危ないということをお互い全部皆さんで企画する。そういう中で、女性の役割というのがとてもよくて、男性同志で社会をリタイアされているけど、意見対立する場面があると、うまくその方たちと共にやっていく。そこに女性がいることで、随分企画が円滑です。一つの企画の中に、男女がいて、お互いをきちんと理解し合いながら、いいところを伸ばしあえるという環境が、サンサンウォーキングにはあって、その内容でできたものを、RKBの大きな大会の中にちりばめていただくということで、自分達の企画したものがメディアにのって多くの参加者を楽しませる一役を担っているというので、また、皆さんのテンションが高くなるという働きかけを交互にやっていって、人材育成を</p>
<p>② 防災、環境保全、まちづくり等への男女共同参画の促進</p>	<p>自主防災組織における役員の構成、運営に対し助言や指導は特に行っていない。役員は、区長経験者や役員経験者などで構成されているため男性が多いが、積極的に女性も参画している。2団体からの要請で実施した出前講座において、男女平等をめざす基本条例や男女共同参画計画の周知も行った。</p> <p>【総務課】</p> <p>校区コミュニティにおける役員の構成、運営に対し女性の登用のお願いをしている。</p> <p>【地域コミュニティ室】</p>	<p>機会を捉えて自主防災活動における女性の参画の必要性を伝えていく。</p> <p>【総務課】</p> <p>校区コミュニティ活動においても多数の女性の参加が見られるが、機会を捉えて校区コミュニティに地域活動における女性の参画の必要性を伝えていく。</p> <p>【地域コミュニティ室】</p>	<p>○【会長】 どうして、「父と子の」なのに母が多いのだろうと思っていました。では、次にいきたいと思います。『基本施策(2)読み上げ、具体施策②読み上げ、事業実施状況読み上げ』防災などのときは、私は当初から審議会の委員として、放っておくと男性になってしまうので、ぜひ積極的に女性の参画をということをお願いしておりましたが、特に行っていないというお答えをいただいております。</p> <p>【事務局】 作るのが目的なので。</p> <p>【会長】 当初からそう言っておられましたね。でも、私はぜひ最初からということ、どのように申し上げました。</p> <p>【事務局】 46行政区のうち、今、29立ち上がりまして、そのうち一つは区長さんが自主防災組織の会長を兼任して女性の自主防災組織の会長も1名はおります。</p> <p>【会長】 そうですか。</p> <p>【事務局】 女性の役員登用は、いつも自主防災組織の連絡会議においてはお願いしております。</p> <p>【会長】 それこそ、数字で言えば、どのくらいの比率になっているのでしょうか。</p> <p>【事務局】 女性役員さんですか。</p> <p>【会長】 そうですね。</p> <p>【事務局】 役員さんの集計はまだしていませんね。</p> <p>【会長】 では、次回に是非教えてください。それこそ、今の政府が2020年までにあらゆる分野で30%という目標を掲げているわけですから、今2013年であと7年ですよ。放っておいたら決して変わらない達成できない数字ですよ。総務課として、一番足元のところであるわけですよ。どのように数字をあげていこうと考えておられるか是非伺いたいのですが。</p> <p>【事務局】 地域の役員さんと同じで、夫婦でおられたら実際の仕事は奥さんがされても、名簿上はご主人の名前をあげられるといったケースが多くありますので、やはり、夫婦でされていくというのが役員の実情じゃないかなと思います。夜と昼で違ってきますし、世帯で役員をされていると思いますが。</p> <p>【小委員】 区長は防犯パトロールを5回しなくちゃいけないので、一緒にするのですが、一昨日は一人組長さんがいらして、僕は男性でも女性でも参加してくださいと言っているの、ときどき女性の方がお見えになります。言われたように、どちらか名前を出してくださいと言ったら、男性の名前が多いけれども、いろいろ配ったり、お伝えしたりするときは、女性の方が多いこともあるかもしれません。しかし、表にはなかなか出てこないかなと思います。</p> <p>【会長】 でも、そこが問題ですよ。</p> <p>【事務局】 そこを変えていかないといけないのです。</p> <p>【会長】 そここそ問題ですよ。</p> <p>【事務局】 実際にされる頻度が多い方の名前をあげてくださいという形がいいですかね。</p> <p>【会長】 そうですね。</p> <p>【藤委員】 若しくは、思いつきですが、連名で出してくださいというのもありかな。つまり、両方共が出るという場合は、つまり、入れ替えて女性が代表になるというのが抵抗があるから、組長さんにダブルキャストでいくというのは。</p> <p>【会長】 でも、呼びかけ次第です。私は子供会の役員を最初に立ち上げた時に、「実際になさる方の名前を書いてください」と。放っておいた地域は全部お父さんの名前です。でも、やるのはお母さん。実際にやる人の名前を書いてくださいと言ったら、みなさんお母さんの名前を書いてきたりするのですよ。それは、呼びかけるか呼びかけないかの違いは大きいと思います。</p> <p>【事務局】 それは、区長会でも再三お願いをしております。でも、どうしても書かれると。</p> <p>【岩委員】 実際の防災会議では、どういう活動をされているのでしょうか。地域パトロールとか。</p> <p>【事務局】 そうですね。地域パトロールであったり、実際に自分のところで防災ハザードマップを作ったりされていますね。</p> <p>【岩委員】 そこに女性の視点みたいなのはありますか。</p> <p>【事務局】 必ず女性がおられます。</p> <p>【岩委員】 できれば、女性の方がという形でご案内してもらえたら、違うのかな。</p> <p>【事務局】 今、24年度の事業を審議していただいておりますが、8月8日の区長会で配る分を先にお手元にお配りしておりますが、この中にも書いておりますように、これまで男性だけの視点では見えにくかった部分に女性の視点を加えることで地域の防災力アップという形で、今年度第1回男女共同参画セミナーを開催するようにしております。徐々にではありますが、男女関わらず地域の中で防災力を高めるということが大事なかなということ、開催します。</p> <p>【小委員】 今度、小野の方で新しい防災組織ができるのですか。</p>

【事務局】 はい。

【小委員】 それで、小山田というところをテストケースである集落を先に作って、あそこ5区あるのですが各地区の役員が集まって、一緒にみんな参加して作っていくのです。そのテストケースがうまくいったところで、次は薬王寺とか米多比、薦野と広げていくという方法を講じられるのですよね。

【事務局】 はい。

【小委員】 そのときに、当然男女共同参画しないとできないことがたくさんありますね。例えば、おじちゃんを運ばなければならない。そうすると、女性二人ではなかなかできない。男性が前を一人抱えて後ろを女性二人抱えてもらえば、走れますよね。当然、すべてのことが男女共同で参画しないと防災はできないとみんな言っていますね。だから、そのときに、今言われたように、男ばっかりの名前を連ねて参画になっていないじゃないか表面上でてこない。その時に、僕は女性しかできない仕事もあるのではないかと、例えば赤ちゃんを抱いていかなければいけない。男が抱くより女性が抱いたほうがもしかしたら、親切なのかもしれないとか。おじいちゃん、おばあちゃんの病気を扱う、体を扱うというときは、もしかしたら女性のほうが柔らかいのかもしれないとか。男女が共同で参画すれば、力仕事は男がしているし、心でケアするのは女性のほうがもしかしたらいい場合もあるかもしれない。そういうことで、男女共同参画を今度僕は防災組織を作るときに、たぶん総務の方も気を使ってやられているのではなからうかと、僕は直接参加していないので、わかりませんが、噂ではそういうことを聞いています。

【事務局】 はい、頑張っております。

【副会長】 ただ、今おっしゃっている議論は、名目と実質があって政府が推し進めている30%というのは形式です。ただ、一方の議論では、〇〇委員がおっしゃったように、男女で一緒にやっているのではないかという実質の世界がありますよね。その間をとって、〇〇委員のように連名でいいじゃないかすると、0.5でカウントするのかというつまらない話になってくるわけですね。形式的な数字として、ちゃんと表面化しないと男女共同参画の実態は進展していないと思ってしまうのでしょうか。実質、やっていけばいいじゃないかという議論も、ある意味反動的な言い方ですよ、昔からやっているじゃないかという話にまでなってくるので、あまり言うてはいけませんが、事実上そうなったときに、表現上どうするかですね。女性の委員さんをちゃんと掲げてやっていますよと、どういう風に言うかですね。ただ、馬を水のみ場に連れて行ったときに、馬が水を飲みたくないといったときに、飲め飲めというのもあまり民主的じゃないですね。うちの父ちゃんと母ちゃんがいて、父ちゃんをだしたいというのに、あなた実質やっているのだから、あなたが出なさいというのは、水を飲みたくない馬が言ったら蹴飛ばして水を飲ませるかという議論になるでしょ。それを、お役所的な処理の仕方、形式的にどう掲げていくかというテクニックの話も別途あるように思いますね。

【事務局】 そうですね。

【会長】 〇〇委員さんどう思われますか。

【平委員】 参加される人の名前をどうぞお書きください、小学校の保護者会も参加される人の名前を書いて出してくださいと子どもに持たせますよ。防災も、本当にいざと言うときに参加できる人、動ける人の名前を書いてください。

【小委員】 防災の場合は、僕はよくわかりませんが、それが言えないですね。

【藤委員】 そうね、非常の場合は。

【小委員】 お勤めでいらっしゃらない場合は、女性が走らなければならないし、奥さんがいない場合は、どんなことがあっても男が行って女性がしている仕事を真似ながらでもしなくてはいけなくなって、一概に言えないのでは。

【会長】 それは、参加と参画の違いがそこにはあると思います。参加というのは、確かにそこにいる人がしなければならないのですが、参画というのは、防災プランを作るときに、例えば昼間のどこに誰が住んでいるということが分かっている人がいないと、現実職場にいる人が夜集まっても全然実情がわかりませんよね。だから、そこに参画の意味があるのだと思います。実際にやるのは、その場にいる人がやるしかないので、想定するときに、ここは昼間はいないから、いつ誰が助けに行かなければならないというのは、実情が分かった人がしないとけない。そのためにこそ、男女の参画、つまり計画を立てるときに、男性も女性も一緒になって、若いも若きも一緒になってプランを作るという意味が参画です。

【藤委員】 やっておられるとは思いますが、委員さんをお願いするときに、少し具体的に仕事内容でこういう風にみると女性がしたほうがいいのかと思われる仕事と、男性がしたほうがいいのかと思われる仕事がこのくらいのパーセンテージくらいあるから、できれば、最低30%くらい女性の委員さんにでいただきたいくらいのことを言うていただくと、逆に女性が出やすかったりするかもしれませんね。何か戦略的なことを考えていただくのも一つの手かもしれませんね。

【事務局】 わかりました。

【会長】 何か他にお気づきの点がございましたら。

【平委員】 東日本大震災から学ぶ男女共同参画のくだりの中で、平然していないことは、いざとなったら何もできない。ゼロかマイナスになるわけですね。あれだけ男女共同参画で東北の方も頑張っていたのではあるけれども、いざというときに何もできないというか、マイナスの状況しか生まれなかったという。男性の横暴さが諸にでてしまった。今も続いているというね。

【小委員】 男女共同参画ですので、男が女がというのはちょっと別の問題ですよ。

【平委員】 そういう教訓があるので、こういう和やかな何も無いときに、しっかり女性も参画して動いて実際にはまってもらわないと、いざというときには、何も動かない。弱者にしわ寄せがくるような社会になっているという。

【小委員】 確かに、防災ということを考えれば、女性の時間的には接触する時間が長いので、いらっしゃる時間が長いので、参画していただかないと何もできないですよ。

【副会長】 会長がおっしゃった、プランニングのときに参加をするというのが、参画だと思うので、具体的に体を使って動く動かないというのは、適宜ですよ。柔軟に対応せざるを得ないので、計画づくりの段階では、当然女性の意見が十分反映されるべきなので、そのところでしょうね。計画づくりのときをお願いしますよという、それなんですよ。

【平委員】 ちょっと気になったのですが、こういう領域は男性が何人いますとか、こういう領域は女性が何人いますとか、仕事内容の男性か女性かを決めて募集するやり方はしないほしい。これは性別役割の根源なので、こういう仕事領域で参加できる人たちは男女半々くらいにつめていく。どの仕事領域もね。

【小委員】 それは、違うのではないですか。こんな大きなものを持つときに、必ずしも弱い強いは申しませんが、重いものを持つということで常識的に考えると、そこには男性を多くいれておかないと実際動かない。担架を運ぶときに、男は一人で抱えて、後ろは女性二人いますね。男と女を差別するわけでもない、区別するわけでもないですが、そこには自ずから、男性女性のことは少しは。例えば、力とかはですね。いつもそこにいらっしゃるとか、いらっしゃらないとか。

【岩委員】 確か防災については、女性が入っていなかった分野だったのではないでしょう

			<p>か、これまで。 【藤委員】 以前はね。 【事務局】 はい。 【岩委員】 だから、少しずつ3割を目指していただければ。 【事務局】 具体的に数字まであげていませんでしたので、今後はあげさせていただきた</p>
③ 災害時における女性の保護への理解促進	<p>東日本大震災において、女性・高齢者等の視点が必ずしも十分でなかったことから、地域防災計画の策定等にあたり、多様な主体の意見を反映できるよう、自主防災組織の構成員または学識経験者を追加するため、古賀市防災会議条例及び古賀市災害対策本部条例の一部を改正する条例を制定。 地域防災計画(地震・津波対策編)で女性の視点への配慮等を記述 【総務課】</p>	<p>現防災会議委員の任期は平成26年3月までであるため、次期委嘱時に参画を依頼する 【総務課】</p>	<p>○ 【会 長】 では、②はできるだけ目標値をあげていくということで、③は話の続きですが、同じことよろしいですか。この条例についてはちょっと、勉強不足で知らなかったのですが、もう制定されているのですね。 【事務局】 はい。 【会 長】 そこに、女性の保護とかいうことがでているのですか。 【事務局】 はい。去年の9月議会にかけまして、災害対策基本法の法改正がありまして、防災会議のメンバーに自主防災組織を構成する者、または学識経験者から市長が任命するものが加わりました。これは、どういったことかといいますと、男女共同参画を促進させたいということで、そういう委員さんをいれなさいということで、条例改正になっております。 【会 長】 はい、わかりました。では、今までのところで、言い残しとか、特に聞いておきたいところはないですか。では、次にいきます。</p>
① 研修会の開催及び冊子等を活用した理解促進			<p>○ 【会 長】 ありがとうございます。経験を積むとバージョンアップしていきますからね。他にはよろしいですか。では、次にいきます。商工政策課ですね。安倍総理が女性活用推進ということで、財界にも202030を目指して、言っているので報告を期待しています。2ページ(1)①読み上げ。これは、参加者の人数とか、男女の割合を教えてくださいたいところですね。 【商工政】 参加者は28名です。この研修は、企業内同和問題研修推進会を対象に案内をして、61社の中から当日28名というところですね。 【事務局】 総務課男女共同参画係との共同の事業でありますので、講師は柳淑子先生を招いて、企業の代表というところもありまして、男性が23名、女性が5名です。 【会 長】 これは、アンケートはとられましたか。 【事務局】 はい、とっています。柳先生の話は、基本的な部分で、例えば女性が16歳、男性が18歳という結婚年齢はなぜそうなっているのか、2歳の差はなぜなのかというところですね。男性は18歳で、仕事ができる。女性の16歳は、仕事はできないけれども、仕事をやる旦那の世話ができていうところから、という具体的な話も当日されていて、そういった部分を詳しく教えていただいて、社会情勢が詳しくわかるということはあるのですが、ただ、時間的な長さもありました。来られた方の感想としては、なぜそうなったのかということがよく分かったという感想をいただきました。 【会 長】 企業向けの話とは、ちょっと違ったわけですね。 【事務局】 これまで、事業所向けのセミナーは、前年度は西部技研、22年度に県から表彰されていますが、市内事業所の中で、女性の活躍という形でしていたのですが、なかなか事業所に対するセミナーは、話が出来た講師がいないというところで難しく、もう一度基本に戻ろうと、家庭の中の男女もありますが、会社のなかも当然ありますから、事業所の中でも男女の関係、あり方についてももう一度考えてみましょうというところで、このセミナーを開催しました。 【会 長】 事業所とか、企業であれば、女性の待遇とか登用とか、妊娠・出産に関することがターゲットだと私は思いますが、他の分野とは違う、管理職の登用の問題とかそこに焦点をあてないと、市民向けと同じことをするのは、ちょっと違うかなと思います。 【事務局】 事業所に向けてということで、管理職の登用なども問題ですが、ただ、事業者の方ですので、まずは基本的な部分を分かっていたいただきたいという思いもこちら側にはありました。基本的な男女のかかわりといった部分が解らないと、なぜ男女共同参画を進めているのか。事業所において、なぜ必要なのかというのは、基本的な部分をもう一回立ち返ろうということで、今回開催しました。今後につきましては、いろいろな形のなかで事業所セミナーを行っていきたいと思っております。 【藤委員】 講演後の感想としては、好意的だったわけですね。 【事務局】 はい。 【岩委員】 今、労働相談がすごく多いですね。パワハラとかセクハラとか、日常の仕事の上で直面しているというか、具体的な事例を交えて事業所の方に話していただくような機会があればいいかなと思うので、講師とかテーマを選定するときにそういった形でしていただけたらいいかなと思います。 【藤委員】 今、逆パワハラではないですけども、パワハラされたということ、ツイッターとかに投稿して、といったところまでいっているようですね。客観的に見ればパワハラとは言えないのではないかとことをパワハラされたら、そうなるかと、被害者と加害者が逆転するようなことになりますので、そういうところは大事かもしれないですね。 【商工政】 みなさん非常に興味をもっているのが、パワハラ・セクハラ、次に続くのが外国人、この3つについて話を聞きたいということで、全体研修などの研修会を実施しているというのが現状であります。 【会 長】 企業を取り巻く環境がどんどん厳しくなるし、人件費を下げるのが経営者だというような風潮が強いので、労働者が一番しわ寄せを受けているのですよね。だから、労働者教育もしないといけないと思うし、自分達の持っている権利を知らない人が圧倒的に多いですね。そういうことは、本当は義務教育が終わる中学生の段階で、働く人がどういう権利を持っているということを教育しておかないといけないですね。使用者も労働者がこういう権利を持っているということがわかれば無理を言わない、言えない、これは違反になるのだということですね。だから、そのところが今、非常にないがしろにされているかなと思いますね。そういうことも含めて、男女を問わないですが、相談も多いですね。 【生涯学】 前の人権センターから生涯学習推進課に異動しまして、昨年仕事のことで、企同推から雇う側もどこからがパワハラなのか、どれがセクハラなのか迷う部分があるので、そういうことを勉強したいということが人権センターに相談がありました。私達は講演会よりも手軽な「これってパワハラ、これってセクハラ」というビデオを買って、企同推の役員会の方たちに見ていただいて、「こういうのがあるから、よかったら使ってください」と去年やりましたら、とても喜ばれて、クイズ形式になっていて、これまでではどうでしょうという話で、ルール付けをきちんと守るという話でそういうものを学ぶということで、必要以上にびびっていかれることによってきちんと指導ができないということも、生じてきていたりしますので、去年の取組の中で行いました。 【会 長】 他によろしいでしょうか。では、次に行きます。</p>

<p>② 推進状況調査の実施</p>		<p>○【会 長】 他によろしいでしょうか。では、次に行きます。(1)②【総務課】読み上げ。 【事務局】 最終的な集計をまだしていませんので、集計が出た段階で皆さんにお見せしたいと思っています。 【会 長】 これは、いつから実施されていますか。 【事務局】 22年度が最初です。23年の入札に関わりまして、22年度に実施しております。 【会 長】 印象的には22年度と24年度に違いはありますか。 【事務局】 国の制度として、仕事と家庭の両立支援ということで、次世代の育成支援というのがあります。福岡県は子育て応援宣言というのがありますが、全体的な数字は、はっきり確定はしていないのですが、前回よりも提出された会社は少ないですが、この二つにつきましては、かなり増えているかなという印象を受けています。 【会 長】 これは、評価点には入っていないのでしょうか。 【事務局】 はい。昨年も会長からこの部分につきましては、指摘をされているのですが、財政課としての全体的な評価、仕事について、それから、他の部分での評価もされておられませんので、総務課だけでということとはなかなかないところから、全体的な評価をする中で、一つの評価として男女共同参画への取組も評価をしていきたいと。 【会 長】 他の自治体ではどうですか。 【事務局】 どこまでされているかということは、はっきりとはわかりませんが、「評価している」という自治体もあります。インターネットでこのような事業的な部分も評価している自治体はありますが、どういう形を評価しているか、どういう中身を評価しているか、他の部分はどうかというところが見えにくいので、具体的なことはわからないというところです。 【会 長】 ○○委員さん、北九州の実情はご存知ですか。 【平委員】 知らないですね。 【会 長】 はい、では、次に行きます。</p> <p>○【会 長】 はい、では、次に行きます。(1)②【商工政策課】読み上げ。これは、女性のプレゼンを要請した結果女性が出てきたのですか。それとも、たまたま女性が出てきたのですか。 【商工政】 誰がプレゼンするかは、企業の自主判断です。企業が、これは女性だと判断した結果とお考えください。 【会 長】 これをするときに、商工政策課が「ぜひ女性も入れてください」と働きかけがあって、女性がでてきたなら成果だなと思いますが。 【商工政】 そういった要請は行っておりません。今回の場合は、プレゼンには2パターンあると思います。一つは、お客様向けにプレゼンテーションする場合、この場合は同じ事業仲間を募集しようというプレゼンテーションになりますので、ファーストステップとしてこういう経験を積んだ上で、お客様向けのプレゼンへのステップアップということが想定されます。そういった面では男女共同参画の機会を提供したと我々としては認識しております。 【会 長】 はい、よろしいですか。では、次に行きます。</p>
<p>① 学習機会の提供及び家族経営協定の締結等による経営参画の推進</p>		<p>○【会 長】 はい、よろしいですか。では、次に行きます。(2)①読み上げ。家族経営協定を締結している戸数は全体の何パーセントになりますか。 【農林振】 何戸中の何戸という正確な数字は今、手持ちにありませんが、これまで締結した戸数は20で、現在、1世帯は相談を受けておまして、協定書の作成につきまして県普及指導センターとの連携をとりながら市役所からもアドバイスをすすめているところです。 【会 長】 これは20年くらい前からの取り組みですよ。 【農林振】 はい、新しい取り組みではなくて、古くからの取り組みですが、正確な年数は。 【会 長】 で、年々増えているのでしょうか。 【農林振】 はい、成果にも記載しておりますとおり、農業関係のいろいろな団体で家族経営協定を結びませんかとご案内していますが、毎年、5件も10件もある話ではありません。そこは、これからも普及推進に努めてまいりたいと思いますが、年1件あるかないかという状況です。 【会 長】 次世代に増やそうと思ったら、大事な取り組みですよ。 【農林振】 はい。 【藤委員】 先ほどの話とつながるのですが、青年就農給付金を受けたいと思う方に積極的にそういう話をなさるということは、考えていらっしゃるのでしょうか。 【農林振】 青年就農給付金の要件と、家族経営協定とは全く別の要件です。青年就農給付金は、親から全く独立して行うことが原則です。家族経営協定は、親と共に経営をやっていくことが前提で、例えば、年に1回は家族で旅行に行きましようとかそういうことが、協定に盛り込まれることとなります。農業を始めて間もない方への支援ということで、そこを卒業した暁にはそういう制度があるということ、積極的に発信して、後はご家族の中でよく話し合っていて、いい選択をしていただくために積極的に支援していくという形に持っていきたいと思っています。 【藤委員】 そのまま重なっているわけではありませんが、重なっている部分は多いという判断はできるわけですよ。そちらの方に持っていくということは意味があるわけですよ。 【農林振】 はい。 【会 長】 なかなか、できませんよね、普通の家でも。家族間で協定を結ぶというのは。でも、それは事業体だからですよ、普通の家庭と違って。次、いいですか。</p>
<p>② 参画を目指すグループ活動の活性化</p>		<p>○【会 長】 はい、では今言われたところから。(2)②読み上げ。何かご意見ありますか。 【倉委員】 「緊急雇用創出で、失業者3名を雇用」とありますが、これは女性ですか。 【農林振】 3名は女性です。 【会 長】 農業委員の2名とありますが、従来、議員枠を充てて2名なっていました、この2名は議員枠ではなくて、農業者からの2名ということですか。 【農林振】 会長がおっしゃるように、2名については議会推薦枠ということです。市議会の方から農業女性でとりわけ活発に活動していただいている当協議会の方に依頼がありまして、そこで選考委員会を立ち上げた結果、2名の方が農業委員として働いていただいているというところです。 【会 長】 これは、途切れなく2名の方がおられるわけですよ。 【農林振】 はい。 【平委員】 5～6年前くらいから、各部署2名あげるといっては決まっていたよ。麻生</p>

知事のときに配置された記憶が私にはあるのですが、それからプラスアルファはないのですか。

【農林振】 昨年、農業委員会の改選を行いまして、そのとき、選考委員会で議論をいたしました。農業委員会の事務局としては、2名ではなく3名あるいは、それ以上、という思いを十分に伝えているところではございますが、なかなか予算の関係とか、整理するところも多くございます。今後は、2名にとらわれることなく、働きかけをしていかなければと思っております。

【平委員】 何名中2名ですか。

【農林振】 18名中2名です。

【平委員】 それは、パーセンテージが低いですね。

【会 長】 農業委員になれる人というのは、農業経営の資格を持っている人じゃないとなれないと記憶しているのですが、土地の名義を持っている人じゃないと法律上なれないと記憶していますが、それはどうですか。

【農林振】 会長がおっしゃるように、農業委員は、選挙権・被選挙権がすべての方に与えられているわけではありません。公職選挙法に基づいてというところではありますが、1000平米以上の耕作権を持っていること、あるいは、60日以上農業従事日数というところが必要となってくることから、農業委員になっていただく方は農業経営者ということが非常に大きなポイントになってきます。

【平委員】 私が6年くらい前に行った女性会議で聞いたのですが、耕作権や農業従事日数の枠を外して奈良などは、事務局の女性でも農業委員になれると聞きました。

【事務局】 今、担当課が言いました議会推薦枠などの特別枠の中で増やされているところはあのではないかなと思います。

【平委員】 学識経験の推薦枠がありますよね。それには、女性を積極的にいれるという地区があると聞いていますが。古賀市はどうですか。

【会 長】 法律は古賀市独自のものです。

【農林振】 公職選挙法あるいは農業委員会法において決めていくというのが原理原則です。ただ、古賀市においては、議会推薦枠とは言っても、農業のことを知っている方のほうが運営上成り立ちやすいという判断があり、このような選別をしております。ご質問がありました特別枠という形で1000平米以上の耕作権をもっているというところの枠を外して、農業委員になっていただいている自治体も確かにありますが、古賀市農業委員会としては、女性委員をいかに増やしていくかということが課題です。

【会 長】 農業委員会法というのは、古賀市だけの法律ですか。

【農林振】 いいえ、国の法律です。

【会 長】 国が決めたものの枠を外すことはどうやってできるのですか。

【農林振】 農業委員になるためには、農業従事日数とか、耕作権の話があります。学識経験者をおいてもよいということも、法律で謳ってあります。自治体の考え方で、どこまで広げて活発な議論をしていくのかということもそれぞれです。今のところ、古賀市では議会推薦枠ということで女性を2名、今後、それ以上という働きかけをしていきます。

【会 長】 法律があっても、学識経験者とか枠を定めれば、法律の中でも増やすことはできるということですか。

【農林振】 はい。学識経験者の方を入れてもいいということは、土地改良区という組織から入れてもいいということは、農業委員会法に謳われておりますので、増やしていく働きかけはできます。

【会 長】 わかりました。古賀市は議員枠を使って、早くから女性を入れた自治体です。そこから進まないというのはありますが、農業委員を経験された、農業女性はとても積極的なかわりをされているし、農業委員になって良かったと。

【藤委員】 「農業女性の視察」とありますが、これはどういう意味の視察ですか。“次世代の育成”ということなので、若い方の働きという目的で視察されたのかなと思いますが、もう少し詳しく教えてください。「農業女性が視察」でしょうか。

【農林振】 農業女性の視察につきましては、農業女性の促進協議会という組織があります。古賀市内にも農業を積極的に頑張っている女性を対象に、福岡県下で積極的に、古賀市農業女性の会というものも各自治体の中で発足して積極的に頑張っている組織があります。勉強してそれが起爆剤になってより活性化するのではないかなと思います。食育や地産地消など農産加工所を立ち上げるところなどに視察に行っています。

【藤委員】 「農業女性が視察する」のか、「農業女性を視察する」のかどちらでしょう。

【農林振】 「農業女性が」です。

【会 長】 農村地区は意外と男女共同参画が進んでいますよね。家事を男性がして、その間に女性が子どもを見るとか。20年くらい前の話ですが、サラリーマン家庭がそういうことは出来ない時代に農業家族のほうがよっぽど進んでいてびっくりしたことがあります。農水省が家族経営協定を推奨したり、農業女性のつどいとか農業女性アドバイザーなどで男女共同参画が意外に進んでいるのでびっくりしたことがあるので、それよりさらに進んでいるといいなと思いますが。あとは、次世代が継いでいるかということですが、若い世代の後継者は育ってきているのでしょうか。

【農林振】 農業従事者の年齢が当然ですが年々上がっていく中で、若手農業者を育成していくというのは一つの大きなテーマです。平成24年度に国が若手農業者を支援していくことを掲げたわけですが、古賀市も同様に地域における若手を育てていくための働きかけをおこなっています。農業という厳しい社会の中に飛び込んでいくためには、勇気や技術は1年2年で備わるものではありませんので、そこは、地域と行政が一丸となって支援していくということでその土台づくりをしている状況です。これは、来年、再来年という話ではありませんが、若手農業者がでてくればいいのかなど。地域で昨年から今年にかけて3名の若手農業者が生まれたという実績があります。これを2桁にする努力をしていくところ

【会 長】 ありがとうございます。

【小委員】 支援内容を教えていただけますか。

【農林振】 農業を始めるに当たって心配となるところが、経済的なことです。国は農業を始めて間もない、間もないというのは5年間ということですから、青年就農給付金という制度があります。次は技術的なところですが、トラクターがないとかいうことにつきましては、地域の方と話し合いながら、農業は厳しいけれども折れることなく続けていけるような支援をおこなっています。

【平委員】 青年就農給付金というのは、若手ですか。団塊の世代が退職して、郷里に帰って農業をするときには、支援はないのですか。

【農林振】 青年の意味合いは、45歳未満です。

【会 長】 どこの地域も高齢化で大変ですね。では、次にいきます。

① 国際的視野を持つリーダー養成事業への市民参加の推

○【会 長】 なかなか、できませんよね、普通の家でも。家族間で協定を結ぶというのは、でも、それは事業体だからですよ、普通家庭と違って。次、いいですか。2ページ(1)①【総務課】読み上げ。当事者がおりまして、我々3名参加させていただきました。今度は、2名が参加されるということですよ。(1)①【経営企画課】読み上げ。国際交流事業とはど

進

のような場合に申請できるのですか。

【経営企】この事業につきましては、平成15年から助成をやっていますが、内容は、古賀市に在住しているとか、市内に通勤・通学している人の5人以上で構成された団体に対しまして、文化・スポーツ・ボランティア活動を通じた国際交流事業を目的とした活動、または、古賀市に在住する外国人との親睦を目的としたものに対して補助金を出すということになっております。

【藤委員】過去には、どういう事業に補助金を出したのですか。

【経営企】1年にだいたい1件か2件程度で、例えば、平成17年には、古賀市のテニス協会が申請されて、テニス協会会員がスポーツを通じて国際ボランティアと国際交流を行うという、テニスを通じての国際交流です。

【会長】外国人と試合をしたとかですか。

【経営企】そうですね。他には、平成22年には、鉛筆プロジェクト実行委員会が、鉛筆プロジェクトと言いまして、貧しい島国に小学校で余ったり、小さくなった鉛筆を持っていくという事業をやっております、これに対する補助金を渡航費の一部を出しております。

【事務局】学校のPTAで青柳小、舞の里小が申請してしまして、舞の里小では、韓国の学校の方に行ったり来たりということに使っておりますし、青柳小はニュージーランドの学校との交流に活用されたりはしています。

【藤委員】可能な限りでいいのですが、どのくらいの費用ですか。

【経営企】助成額は1団体につきまして、30万円を上限としております。内容については、渡航費が3分の1を補助対象としています。その他につきましては、3分の2を補助対象としております。

【会長】古賀に長く住んでいるけど、助成金のこととか知らなかった。

【事務局】HPにも広報にずっと載せています。

【会長】そうですか。それは迂闊でした。

【事務局】是非、ご利用ください。ただ、同じ団体が2年連続は申請できません。

【藤委員】1件30万円とおっしゃいましたが、年間何件までというのはあるのですか。年間2団体ということもあるのですか。

【経営企】そうですね。

【阪委員】この事業は「男女共同参画とはなりにくい」と記載されていますが、それならば、なぜこの体系の中に入れていのでしょうか。国際交流促進のためのものというなら、ここから外せばいいのかなと思うし、それでも、ここに入れることに意味があるというなら、もう少し男女共同参画に関することにも助成金を使っていいですよというようなことを、アピールすることはできないかな。なぜ、男女共同参画になりにくいものがここに入っているかわからないのですが。

【事務局】古賀市としては、女性団体に対する補助金ではないので、広報する上では広く周知いたします。啓発の仕方ですが、これを利用される方々が、それこそ「女性の翼」とかがありますように、そういう活動の一環としてご利用されるということは望ましいことだと思います。

【小委員】その団体が男女共同参画になっていけば、いいということですね。

【事務局】目的がその目的ももたれていけば、よりよいということになりますけれども、経営企画課でやっている事業そのものは、市民と勤務者に門戸を開いておりますので、この目的でという限定はしていません。

【阪委員】採用された団体のなかで、結果的に男女共同参画につながったというものはあったのですか。

【事務局】海外に行かれる団体の中で、当然女性も含まれておりますし、学校の場合でも、男の子でも女の子でも入っているわけですから、国際的な視野を広げるという意味では、関連があっただろうと思います。

【会長】国際的な事業というのが少ないから、この目的に達する事業はどれが当てはまるかなという苦しいところで。

【小委員】なかったから、無理やり入れたのではないですか。

【事務局】リーダー養成ですから、今すぐではなくても、将来そういう視点を持った人たを多く育てるという意味で利用ができる事業としては、事業なので。

【会長】体験して、自立した気持ちじゃないと海外との交流もできないので、そういうのが呼び水になるということですよ。

【事務局】そういう利用の仕方をしていただきたいと思います。

【会長】次ですね。(1)①【生涯学習推進課】読み上げ。これも男女共同参画という視点というところでは、苦しいところもあるとは思いますが。

【藤委員】家族数の推移というのはだいたいどのような感じですか。昨年が7家族ということですね。

【生涯学】申し訳ありません、隣の係が担当で、正確な数字を聞いてくればよかったです。他の用件で本日出席しておりません。推移等はわかりません。

【事務局】当初は20家族でスタートしました。最初は九大からの申し入れで是非古賀市でホームステイを受け入れてもらえないかという話があって、スタートしました。その後、古賀の中で10家族以上増やそうとすると、なかなか手をあげてくれるところが少なかったもので、九州大学の方ももう少し範囲を広げて、福岡都市圏などにも今は範囲を広げられています。

【藤委員】では、ほぼ10前後で推移しているということですね。

【事務局】家も3人受け入れましたが、なかなかおもしろかったです。

【小委員】それは、ホームステイとして何日間か滞在するということですか。それとも、訪問した子どもたちに日本の文化を話したりということですか。

【事務局】そこは、各家庭に任せられています。1～2週間は滞在しますので、その間にいろいろ連れて行ったり、国の話をしたり、「いや、日本ではこうだよ」という話をすると比較ができて、なるほどな、と思います。

【会長】来られるお子さんによっては、どうして日本では、お父さんが新聞読んでいて、お母さんは…ということも、もしかしたら、あるかもしれないので。先ほど言われるように、無理なら外したほうがいいということもありますが、条例に則った計画ではありますので。

③ 国際的動向の把握

○【会長】来られるお子さんによっては、どうして日本では、お父さんが新聞読んでいて、お母さんは…ということも、もしかしたら、あるかもしれないので。先ほど言われるように、無理なら外したほうがいいということもありますが、条例に則った計画ではありますので。(1)②読み上げ。

【倉委員】私も女性会議に行かせてもらって、大変勉強になりましたが、国際的動向というのは、どうなのだろうと。必ずしも国際的なゲストが来ているわけではなくて、仙台のときはノルウェーからのゲストがきていたので、大変有益でした。ただ、この枠のなかに入れて語るのは、ときどき無理があるのかな。他にも何か、国際的動向把握に関する事業があ

		<p>るなら、入れられるものはないでしょうか。</p> <p>【事務局】 県のあすばるなどである研修会などがありますので、そういった部分。それから、平成22年に女性会議で京都へ行ったときもやはり、海外からの方とのシンポジウムもありましたので、概ね合っているのではないかなとは思いますが。そのほかに、どこがあるかということですが、一般的に言いますと、国や県からの情報、それから、インターネットとかということもありますが、それはなかなか信用しにくいところがありまして、内閣府や県が出している情報ならそのまま受け入れるのですが、その他の部分は信用度というのがあります。どこまでが事実なのかがわかりにくい部分があります。できるだけ、こういった機会をとおして情報を得たいなと思っております。</p> <p>【藤委員】 その日本女性会議については、①と②に併記されていますが、これは意図的にですか。</p> <p>【事務局】 具体施策の部分の書き方もありますが、女性会議に行くことでのリーダー養成という部分と情報収集という部分の2面を持っている場合もありますので、同じ事業ではありますが、そういった意味から併記しております。合致しない場合は、書かないという形ではあると思います。</p> <p>【藤委員】 市民が参加するという側面と、委員が参加するという側面は違うと、とらえているということですね。</p> <p>【事務局】 はい。</p> <p>【会長】 これは、〇をもう一つ増やしたらいいですね。〇〇委員が言われたように。一行目は毎年行っているわけですし、二行目については、平成24年はたまたま国際的ゲストだからここに書きましたというように、書けない年もありますからね。</p> <p>【倉委員】 可能かどうかわからないのですが、古賀市の男女共同参画リーダー養成事業補助金交付要綱がありますよね。国際的なことと言えば、「ムーブ」とかでよく、外国の方を呼んでいるので、北九州とかに行かれる旅費とかを少し補助しますよとかそういうのは、難しいですかね。</p> <p>【事務局】 リーダー養成事業の補助金につきましては、要綱の中で決まっております、二つの事業、福岡県女性研修の翼と日本女性会議について3万円を上限として補助することになっておりますので、別のところに行く場合の補助にはなり得ないです。</p> <p>【倉委員】 第2条の(3)その他市長が特に認める事業というのがありますが、ここに滑り込ませることはできないですか。</p> <p>【事務局】 特にとりわけの部分では、(3)に設けてはいますが、一般的には上記2つということで、今言われている事業がリーダー養成で特に必要な事業ということであれば、当然認めるという形もありますし、本当に必要なならば、要綱の改正ということも有り得るかとは思いますが、今の所は内容によって、これはいいとか悪いとかになるとなかなか難しいのかなと感じております。</p> <p>【倉委員】 わかりました。</p> <p>【会長】 では、次にいきます。3ページ</p>
<p>① 就業意識の向上、定着の促進</p>		<p>○【会長】 では、次にいきます。3ページ(2)①読み上げ。この男女比はわかりますか。</p> <p>【商工政】 男性が133名、女性が318名です。</p> <p>【藤委員】 ということは、中身にいろいろありますよね。</p> <p>【商工政】 質問の趣旨としては、正社員とかパートとかを聞かれているのだらうと察します。女性が318名の採用決定者のうちの正社員が14.1%、パートタイマーが85.8%四捨五入の関係で100%にはなっていませんが、そういう数字になっております。</p> <p>【会長】 ちなみに男性はどうですか。</p> <p>【商工政】 男性の正社員が36.8%、非正社員が63.2%です。</p> <p>【藤委員】 できれば、人数で教えていただけますか。</p> <p>【商工政】 女性の正社員は45名、非正規・パートが273名。男性の49名が正社員、84名がパートです。</p> <p>【岩委員】 前年度から比べてどのように分析されますか。</p> <p>【商工政】 正社員とパートの比率はほぼ変わっておりません。</p> <p>【藤委員】 比率は変わらないということですが、人数はどうですか。</p> <p>【商工政】 24年度から相談員を2名体制にして、受け入れ人数を増やしたものですから、24年度はすごく増えています。人数的には毎年ほぼ右肩あがりが増えていく傾向であります。しかし、451名は緊急雇用も含んでおりますので、若干高めの数値だと思っております。</p> <p>【藤委員】 そういふところを、書いていただくと一目でわかるので、そこが大事だと思っております。緊急に増えたということはそういう要因があると書いていただければ、451名という数字をどう読んだらよいか、わからないですからね。</p> <p>【会長】 古賀はよく、何も無いと言われますが、企業が多いですよ。工場があったりね。</p> <p>【藤委員】 また、こういうシステムがあるということは、評価されるべきことだと思っております。堂々とたくさん書いていただきたいと思います。</p> <p>【会長】 よろしいですか。では、次にいきます。</p>
<p>② 就労、再就職のための情報提供</p>		<p>○【会長】 よろしいですか。では、次にいきます。少し戻ってしまうのですが、商工政策課に関係すると思うのですが、先ほど古賀市は事業所が多いということだったので、入札参加資格のところでは評価するという話ですが、福岡市の取り組みをちょっと。関係ないかなと思っただけなんです。やはり関係あるかと思っております。企業向けワークライフバランス講座ということで、出前講座ですが、市がお金を出して私達が派遣されて企業に行くのですが、そこに行くと男女共同参画を進めている企業ということで、評価されて入札業者のポイントが上がります。ここ1、2年は特に建築業のところにしょっちゅう行っているという状況が生まれています。迎え入れる事業所としては、動機付けとしてはポイントが上がるからということで、男女共同参画を進めたいということではないと思うのですが、でも、行かないよりは行ったほうがましで、出前講座はやりやすいと思うんですね。無料の講座でポイントが上がるというのはどうなのだろうとも思うのですが、そういう取り組みはしています。進捗状況調査のところでは、調査結果をまた事業所に返すということを苅田町はやっています。入札のときに聞いたアンケート結果をですね。福岡市のように確実にポイントになるわけではないですけども、自分達がどういふところに位置して、町がどのように把握しているかということが事業所には伝わるようになってはいます。商工政策課さんでも、できることがあればいいのではないかなと。</p> <p>【会長】 福岡市の条例を作るときに関わったのですが、あの時は非常に抵抗があつて、ポイント制にするまでには至らなかったのですが、そこから進捗したんですね。</p> <p>【倉委員】 そうですね。</p> <p>【会長】 あの時、提言したのですが、非常に抵抗があつてできませんでした。</p>

		<p>【倉委員】子育て応援宣言とか、子育て支援の流れからきているようで、ワークライフバランスというテーマですが。男女共同参画という言葉も出ていたとは思いますが。以前よりは関心が出てきたのではないかなと思います。</p> <p>【会長】他市町村の実例を調査するというのも一ついいかもしれないですね。よそがこういう状態ですから、こうして進めようとかということがやりやすいですよ。そういうことも考えていただけたらいいかなと思います。</p> <p>【藤委員】そういう場合に、例えば、書面とかメールとかで得る方法もあるかと思いますが、直接行って聞くと、情報が何倍にもなって、しかも内容がわかるんですよ。ある程度見当をつけて、日本女性会議に参加するのも大事ですけども、並行して近場で九州ということもやっていたら、方向が広がるかもしれないですね。</p> <p>【会長】それは、行政がした方がいいのか、市民グループがしたほうがいいのかということもありますね。それは、検討課題ですね。先進事例を知って、フィードバックするということは大事なことです。そこはいいですか。ありがとうございます。これで終了しましたね。全体的に聞き逃したり、言い残したりしたことはありませんか。よろしいですか。これで関係各課のご回答をいただきながら、スムーズに審議が終わりました。あとは、もう一度検討して、市長に対してどういう答申をしていくかという日程になっていくかだと思います。今日は、○関係各課の方々ありがとうございました。</p>
<p>① DV(デートDVを含む)防止に向けた啓発及び研修会の開催</p>		<p>○【会長】はい、わかりました。では、今までのところで、言い残しとか、特に聞いておきたいところはないですか。では、次にいきます。『基本施策(1)読み上げ、具体施策①読み上げ、実施状況読み上げ』課題としては、できなかったもので、できるようにしたいということが書かれていますけれども。</p> <p>【藤委員】デートDVに関しては、成果課題のところでは、総務課で中学校のデートDVが記載されていて、事業実施状況のところでは、学校教育課の方で小・中学校のDVに関する講座となっているのですが、どちらが主体的にされるのか、それとも、内容が違うのか、その辺りをお聞きしたいのですが。</p> <p>【事務局】総務課の男女共同参画係としては、市内に2つの高校がありますので、まず高校生に1回は受けていただきたいという形で進めております。それで、今年度ですが、玄界高校で全生徒7月5日〇〇委員さんに講演をしていただきました。竟成館高校でも3年生にデートDV講座を実施したいと考えております。高校生だけではなくて、いずれは中学生もということで、総務課の課題として記載しております。</p> <p>【藤委員】学校教育課の方でも計画をしたらいいということですか。</p> <p>【学校教】DVに関する講座は実施していませんけれども、カリキュラムを通して人権教育の視点で命を大切にするとか、人を思いやるというところで学習を進めているところがございます。講座・研修としては、県下全体ですが、メディア・携帯、性犯罪、飲酒・薬物乱用については、小・中学校で必ずやらせたいということで、全小中学校で進めているところです。その中で、先ほどありましたDVも関連して学習はしていこうということになります。合わせて総務課からありましたように高校とも関連した研修を今後できればと思っております。</p> <p>【藤委員】性犯罪とかも内容的に入っていっていいということであれば、実施状況のところを書いていただくと分かりやすいですし、成果にもなるのではと考えるのですが。</p> <p>【会長】ドメスティック・バイオレンスということ言えば、家庭内暴力、例えば父親から母親に対する暴力を目撃した子どもの立場とかであれば、小中学生も当事者だと思うのですが、若しくは、自分が親から虐待を受けているとかですね。そういったことに対して、声をあげる手段とかいうのも教育の中で周知されているのでしょうか。</p> <p>【学校教】情報としてはとてもデリケートなところがございます。虐待等につきましては、学校がそういう状況を把握した場合、当事者・保護者が認めなくても通報する義務があります。そういった事情では、数件発生しております。</p> <p>【会長】というのは、成人の女性が暴力を受けてそれが、あなたは被害者だから声をあげていいと思うまでが、すごく時間がかかっているわけですよ。それを今、一生懸命女性への暴力廃絶しようと相談をうけているところですが、同じ子どももあなたは辛かったら声をあげていいんだよ、先生に相談するんだよとか、そういう情報が届かないと我慢して僕が悪いんだ、私が悪いんだで終わってしまうのかなと常々気になっているんですよ。大人でさえそうだから、子どもはだいたい自分がいい子じゃないからと思ってしまうので、そういった子どもたちに対する働きかけが、いろんなところで全体の人権の中でもなんでもいいのですが、具体的に言ってあげないと、子ども自身が声をあげられないのかなという気がするのですが。</p> <p>【倉委員】玄界高校の分は、デートDV直球ではなくて、「性の逸脱行為」ということで、県からもそういう形の講座で費用がでるということもあり、「性」の方にわりと焦点をおいた中で、デートDVの話をしました。かつ、学生さんに最後に言ったのは、「もしかして、あなたのおうちでDVが起きていたら自分のせいだと思わないでください。相談窓口がありますよ。」ということもお伝えしました。それを中学生版でも同じ様なことは伝えられるかなと、今聞いていて思いました。性犯罪とかメディアとか、看板はそれにしても、内容にデートDVとかDVなどいれられるのではないかなと思います。</p> <p>【会長】そういう実例をあげていただいたので、是非そういう視点も。なかなか表面化しないですね。「あなたどうしたの」と言ったら「いや、怪我した」とかいうことで、自分の親が悪いということの中々言わない。それは、夫婦間においてもそうだから、尚、子どもにおいては、自分の親を否定するようなことは絶対口にしたくないことですよ。でも、助けを求めるといふことへの働きかけというのは非常に重要じゃないかなと思うところです。</p> <p>【副会長】非常に幼稚な質問ですが、ドメスティック・バイオレンスというのは何ですか。例えば、息子が親を殴るといふのは、DVですか。</p> <p>【倉委員】英語なので、イギリス圏だと家庭の中で起きることを全部DVと呼んでいるので、高齢者虐待とか児童虐待も入れていることが多いのですが、日本はアメリカから来た言葉として使っていることが多いので、アメリカはDVは主に配偶者間・恋人間を指しているの、人によってときどき、日本の中でもずれて使っていることもあるので確認しながら見たほうがいいと私も思っています。</p> <p>【副会長】今、問題なのは社会的弱者に対するいじめというのは、職場の中でもパワハラがあったり、弱者に対する強い側の集団的、若しくは個人的な暴力をいうと議論が拡散するのですが、すぐれてここで女性に対する暴力が抜き出されてくるのは、僕なりの理解だと母性の尊重だと思っていたのですが、むしろ、セクシャルゾーンの話と混同しているような気がしまして、僕は、母性は保護すべきだろうというのがありますが、弱いとなるとすぐれて女性だけが弱いのではなくて、年寄りも、場合によっては亭主も弱かったりするわけですよ。それぞれのパートで、女性に対する暴力はここでやるけれども、子どもたちのいじめ、</p>

学級内いじめとか、職場内でのいじめをそれぞれ集約していったら、トータル弱者に対する暴力となってくるのかなと思いますが、すぐれて女性という感じがどうしても理解しにくいですね。母性保護と言われると納得できますが、上から目線だと言われてしまうとそれまでですが、母性を大切にすべきだというのはあるので、そこからドメスティック・バイオレンスというのは、女性との関係でとってしまったのですが、今、会長が言われましたが、子どもたちに「見たまま言っているよ」となると、子どもたちが大きな意味での暴力被害を受けているわけですね。ここでどうように絞るのか分からないものですから、非常に幼稚な質問ですが。

【阪委員】 僕の考えですが、例えば、デートDVとかだと、「束縛をする」というのが典型であげられます。これは、それこそやっている側は愛情表現の一つだと思っていたりする場合があります。所謂、弱者への暴力とかいじめは、本当はやってはいけないことをやってしまっているということが、加害者はわかっているだろうということがありますが、そういう束縛とかだとやっている側は暴力の加害者だという認識がこれっぽっちもないですよ。そういう意味で特殊な発生メカニズムがあるので、一般的な弱者への暴力とは分けて、扱っていくのかなと思っています。一般的な意味での人権啓発みたいなものを教育をやっただけでは、デートDVと言う形で暴力行為を行ってしまっているということに気が付かなかつたりするので、DVの問題はそれはそれで扱わないと、自分の中での人権の中の応用でこれも暴力なんだととどろき着くのは難しいのかなと思います。

【会長】 問題を集約しないといけないですね。

【副会長】 すいません、拡散させてしまいました。

【倉委員】 古賀市の計画では、基本目標のIVが「女性への暴力根絶」となっていて、「女性」と銘打っているのがこの計画の中では、女性が受ける暴力ということで事業も展開していると思います。

【事務局】 ある区の出前講座で、第2次計画の説明をおこないましたところ、今、言われるように女性に対する暴力について、住民の方から「男性に対する暴力もあるよね」という話で、副会長が言われたように、「なぜ女性だけなのか」という質問がありました。確かに女性が男性に対する暴力もあります。ただ、緊急度、命の危険度という部分が違うということから、「女性に対する暴力」ということで揚げておりますと説明いたしました。

【会長】 今、ご指摘うけたように、この計画の中での審議ですので、私の話が拡散して申し訳ありませんでした。人事課にお尋ねしますが、「インターネット社会と人権」をテーマにした職員研修というのは、この中での男女共同参画の視点と言うのはどういったものがあつたのでしょうか。

【人事課】 24年度の人権研修といたしまして、職員前期研修として実施しております。その中のテーマとして「インターネット社会と人権」で実施しております。しかし、この中においての男女共同参画の視点を目的としては実施しておりません。平成23年度は男女共同参画のテーマで実施しておりますが、24年度については、報告に値するような内容では実施しておりません。

【事務局】 実際にその研修を受けましたが「インターネット社会と人権」の中で、女性に対する誹謗中傷というのがインターネットでされているので、社会全体で女性に対する誹謗中傷をさせないようにしていく、そういった記載をさせないようにしていくというきっかけになっていたということも、講師の先生がおっしゃっていたので、女性の視点が全く入っていないというように私自身は思っていなかったのですが。

【会長】 はい。人権センターにお伺いしたいのですが、『実施状況人権センター分読み上げ』これは、実際記載したのですか、記載しようということですか。

【人権セ】 DVに関する直接の記載はしていませんが、人権という視点の中で、女性の人権侵害については記載していると理解しておりますけれども。直接DVについては、今回の指針においては記載しておりません。

【会長】 これは、記載されていないということですか。事業実施状況では「記載する」となっていますが。

【人権セ】 実施状況の中では記載していません。実施計画では、人権視点のなかでDVの項目はでてくる状況です。

【会長】 意味がよくわからないのですが。

【副会長】 24年度は過去のことですよ。記載するというのは、今後のことについての決意表明にみえますので、「記載した」か「してないか」のどちらかになるのでしょうか。表現振りの問題で済むなら、それはそれでいいとして。

【会長】 それがよくわからなかったので、お尋ねしたのですが。

【人権セ】 説明の仕方が悪かったと思うのですが、人権という視点のなかで、弱者に対する様々な人権侵害があります。先ほど出ておりますように、インターネットによる誹謗中傷、あるいは、言葉の暴力こうしたもので、女性という限定はしてありませんが、弱者救済の指針として対応はしてありますが、DVを含めませけれども、DVに限定はしていません。

【会長】 ここに、中学・高校生を対象とするデートDVの啓発について記載はしていないわけですね。では、なぜ敢えてここに書かれているのかがよくわからないと思ったのですが。小中学生とか、デートDVとか具体的な用語がでてきているので、どうということのかなと思ったのですが。これは、人権センターが出された文章とは違うのですか。

【副会長】 総論的に含まれているという記載があるということですよ。

【人権セ】 そうです。

【副会長】 基本指針ですから、そういういろんな形の暴力的侵害をしてはいけないという、そういう記載をしたと、当然類推するとその中にデートDVも、それを推し進めていくと具体的には含まれているということになるでしょう、ということですよ。

【会長】 基本指針の中に、その文言はあるのですか、ないのですか。概念としては総括的にあることは理解しましたが、具体的にはこの言葉はあるのですか、ないのですか。

【人権セ】 デートDVというは出てくるとは思うのですが、人権侵害という視点からそういう項目は具体的に、宙で覚えていないのですが。

【会長】 これは棚上げにしましょう。他に気になることはございませんか。学校教育課は先ほどから、全体の中でしているということですが、課題として、『成果・課題学校教員読み上げ』とありますが、実際に今年度計画されているのでしょうか。

【学校教】 家庭児童相談室と会議を定期的にもっておりまして、そこで情報交換したなかで現状把握して計画しています。

【会長】 計画されているんですね。ありがとうございます。では、よければ次にいきますが、

【人権セ】 よろしいですか。先ほど指針の中の記載の件で失礼いたしました。大きく分けた項目の中で直接DV等の記載はしてありませんが、様々な人権問題の中の、女性の人権問題という項目の中で、セクハラ・ストーカー行為の防止の中にDVに関する防止策を記載いたしておりました。大変失礼いたしました。

【会長】 はい、ありがとうございます。記載されているということは、課題として期待してお

		<p>りますので、よろしくお願いたします。</p>
<p>② DV相談機能(女性ホットライン等)の充実・強化</p>		<p>○【会長】 計画されているのですね。ありがとうございます。では、よければ次にいきますが、『具体施策②読み上げ、実施状況読み上げ』こちらについて、お聞きになりたいことありますか。これはやはり数字がほしいですね。ジェンダー研究所やかすや地区ホットラインでどのくらいの相談件数があったのか伺いたいのですが。</p> <p>【事務局】 先に送付いたしました17項目を含めた、全体の実施状況報告書を今日お配りしておりますが、資料があり、その中に報告があります。24ページです。</p> <p>【会長】 須恵がやたら多いですね。</p> <p>【倉委員】 それは特殊な事情が。ジェンダー研究所で把握している点からいうと、リピータがいて保健師さんとも協力しながら対応している方がいるので、非常に高くなっていますが、実質的には古賀が一番件数が多いです。</p> <p>【会長】 人口に比例するとどうですか。</p> <p>【倉委員】 例えば、久山町が0というのは人口も確かに少ないのですが、ホットラインの周知がほとんどされていないというがありまして、何度か役場の方をお願いしているのですが、難しい状況があります。そういう、市民に向けてどういうふうに発信していくかというのも反映されているので、実際に人口も古賀が多いのですが、パーセンテージが高いから暴力的な男性が多いというわけではなくて、むしろ、周知が徹底している結果だと考えています。</p> <p>【会長】 古賀の人口が6万人くらいで、粕屋町が確か2万か3万くらいですよ。倍と考えると古賀のほうが多いわけですから、周知が徹底できているのかな。</p> <p>【倉委員】 古賀市の方は、いろんなところで周知されているかと思えますけれども、ご担当の方のほうが詳しいとは思いますが。</p> <p>【会長】 子育て支援課に伺いますが、相談を受けて連携した動きというのは、実際はどのようにされていますか。</p> <p>【子育て】 かすや地区女性ホットラインについては、毎月相談件数を報告していただいています。相談内容の詳細とか個人名は一切載ってなくて、ホットラインの中だけで完結するようになっていますので、その後の連携というのは、ありません。ホットラインに電話した方が、直接、市役所に来られているケースはあるとは思いますが。ホットラインからつながって、相談が古賀市に回ってくるということはありません。</p> <p>【会長】 そうですか。例えば、ホットラインで子育て支援課に相談するといいいですよという紹介はされてないのですか。</p> <p>【倉委員】 それはしています。</p> <p>【子育て】 そう言われてこられる方は、見当たらないです。</p> <p>【会長】 もしかしたら、言われているかもしれないし、わからないのですね。</p> <p>【岩委員】 相談と支援が結びつくような形があるといいかなどと思えますが。</p> <p>【子育て】 直接窓口も持っていますので、そういうケースは相談からしていただけたらと思います。</p> <p>【会長】 電話での相談を受けていて、行政への支援を教えても、そこは顔見知りだから行きたくないとか躊躇するような相談者はおられるのですか。</p> <p>【倉委員】 全く無いわけではありませんが、DVだと市を通さず配偶者暴力相談支援センターにつなぐことをするので、市を通さず支援につながるというやり方もあります。</p> <p>【会長】 二本立てでやっているということですね。わかりました。他にございませんか。</p>
<p>③ DV被害者支援体制の整備と連携強化</p>		<p>○【会長】 はい、ありがとうございます。記載されているということは、課題として期待しておりますので、よろしくお願いたします。では、次にいきます。『具体施策③読み上げ、各課実施状況読み上げ』最初の話に戻るけど、配偶者からの暴力というのに子育て支援の話になっているのね。</p> <p>【副会長】 DVの表現の混同があるのですね。「要保護児童」というのは広義のDVなのでは。</p> <p>【倉委員】 それは、虐待防止法というのがありまして、その中に精神的な虐待の中にDV家庭において育つというのが入っていますので、国の法律の仕組みとしては、DVの家庭で育つイコール虐待であるということになっていますので、虐待ケースと合わせてDVをみていくということになっていますので、こういう表現になっているのではと思います。</p> <p>【会長】 基本計画としては、配偶者に対する暴力だけど、そこで受けた子どもも対象に入るといわけですね。</p> <p>【倉委員】 逆に、虐待を受けている子どもの家ではDVが起こっている確率が高いと言われてるので、双方が発見の窓口になるということがあります。</p> <p>【会長】 そうすると、最初の話はあながち間違いではなかったのですね。「転入転出の際には、本人の承諾のもと情報提供を行った。」というのは、それこそ注意事項ですよ。情報提供はね。○○委員、北九州の事例に照らし合わせて何かありますか。</p> <p>【平委員】 別にございません。</p> <p>【会長】 問題ございませんか。</p> <p>【倉委員】 ちょっとよろしいですか。計画を作るときに審議会に加わっていたから、今更言うのは難ですが、最近相談を受けているなかで、高齢者のDVというか、息子からお母さんにとというケースですね。高齢者虐待防止法がまたさらに整備されていると思いますが、対応するのが地域包括支援センターですね。それだけではなくて、夫から妻へという高齢者同志のDVがあって、介護を必要としている場合だと、包括支援センターになります。課としては介護支援課になるのでしょうか。介護としては、何も書いていないので、介護としては今後考えたほうがいいのかないかなと思います。実際、古賀市では介護支援課には虐待などはあがってきているのかなと、ちょっと気になりました。</p> <p>【介護支】 包括支援センターでは、高齢者の様々な相談を受け付けております。高齢者虐待については、昨年度は8件相談がありました。虐待として認定して動いたものは1件のみですが、子どもからの虐待、男女問わず配偶者からの暴力があるのではないかという相談を受けてはいる状況です。</p> <p>【倉委員】 担当課には入っていないけれども、全く関係ないこともないのかなと。</p> <p>【副会長】 でも、標題が「配偶者からの暴力の根絶に向けた取組」と、がちっと仕切られているので、ここはこれで流すしかないと思います。</p> <p>【会長】 やはりDVというのは捉えなおさないといけないのでしょうかね。</p> <p>【副会長】 社会的弱者というのが最近、多いですよ。新しい教育制度の中で男性と女性の間の緊張感というのがだいぶ弱まって、むしろハンディキャップを持っている人たちへの対するいじめのほう非常に深刻なような気が僕はします。男女共同参画審議会でも取り組む話とOne of Themで、いくつかあって社会的弱者に対するバックアップになるのかなと。問題をあまり拡散すると、混乱してしまうような気がしますよね。</p>

		<p>【会 長】「八重の桜」じゃないけど、女性の方が男性を担げるような、あの時代から強い人もいたようですからね。(1)③については、他にはよろしいですか。では、次。</p>
<p>① セクハラ・パワハラ等女性に対する暴力を防止する環境づくり</p>		<p>○【会 長】次。『(2)読み上げ、①読み上げ、各課実施状況読み上げ』防犯組合は、セクハラ・パワハラに対応するという、何か教育研修がなされているのでしょうか。自分達がそれを担っているぞというのは、セクハラ・パワハラ等女性に対する暴力を防止する環境づくりを防犯組合が自分達の任務として担っているということを認識されているのでしょうか。</p> <p>【地域コ】防犯組合というのは、古賀市の区長さん24年度は45人おられたのですが、その中で構成されているものです。直接セクハラ・パワハラという中身では認識がないのだろうと思いますが、セクハラ・パワハラ等の女性に対する暴力を防止する環境づくりということでは、自主防犯団体が、見守りということで、セクハラ・パワハラに限らず、女性・児童・生徒に対する暴力行為を防止する環境づくりを行っているということで、報告いたしました。</p> <p>【会 長】防犯というと、犯罪を防ぐというのがあるので、普通に考えて、防犯組合に入った人がセクハラ・パワハラが範疇に入るんだという認識するのかなと疑問に思ったのですが。</p> <p>【副会長】これをそのまま読むと、「活動備品を配布」だから、警棒か何かを与えたのか、「毎月20日間程度の防犯パトロール」だから、夜回りやっているのかというように読みがちですよ。活動備品というのは、何ですか。</p> <p>【地域コ】活動備品というのは、それこそ夜間パトロールの際の、懐中電灯とか赤い誘導灯です。あと、啓発用ののぼり旗を配布しました。ちなみに最後に書いている「20日間程度の防犯パトロール」というのは、古賀市で朝と夕方に学童・児童が登下校する時間帯に、市の職員がパトロールしております。</p> <p>【小委員】車で回っておられる分ですか。</p> <p>【地域コ】はい。青パトで回っている分です。</p> <p>【会 長】古賀市の防災メールに登録していて、よくくるメールは「何月何日何時頃下半身を露出した男が小学生を追いかけた」というのが多いので、それに対する抑止にはなりませんよね。</p> <p>【地域コ】そういう事件が起きた場所を重点的にパトロールしております。</p> <p>【副会長】それは、性犯罪であって、セクシャルハラスメントとかパワーハラスメントとかは、ある意味閉鎖的な関係で上司が部下をいじめるとか、女性が嫌がることを言うというような、イメージ的にはそういうことを思いますが、防犯パトロールというのは、抽象的すぎてジャストミートしないですね、僕の中では。そこはどうですか、感覚的に。</p> <p>【事務局】具体施策の中に、先ほど言われているように『具体施策①読み上げ』とありますが、その下の『〇等女性に対する～読み上げ』この文言が入っている関係上、地域コミュニティの方が基本的な部分の安全安心まちづくりとして記載しているのご理解いただければと思います。今後、事務局のほうでも記載の仕方については、考えなければと思います。</p> <p>【副会長】古賀市役所の中で、セクハラ・パワハラを防止するような雰囲気を醸成するとするならば、防犯パトロールとは違うような気がしますね。一般論として、女の子をいじめてはいけないよとか、弱いものを寄ってたかっていじめてはいけないというのは、一種の雰囲気的なものがあるいいのですが、個別具体的なセクハラ・パワハラの世界と、抽象的なそういうことはやってはいけないというようなものがジャストミートしない気がするのですが、そこはどうでしょう。</p> <p>【倉委員】この計画をつくるときに、もともとは女性への暴力の根絶というのが大きな基本目標で、特にDVに関してはDV基本計画を兼ねたものということなので、DVをまとめて詳しくやっているのですが、女性の暴力はそれ以外のものもあるので、この「セクハラ・パワハラ等女性に対する暴力」というのは、DV以外の女性に向けた暴力をまとめて書いてあるという構成だったと思います。それで、女性に対する暴力の特徴は、性的なものが多いと、顔見知りから受けるというのが多いというのですが、顔見知りから多いというのは、セクハラ・パワハラに関わってきますけれども、この「等」のところで、性犯罪・性被害を含んだことになっているのではないかなと思います。なので、そういう意味では、防犯パトロールというのは性犯罪防止というのも非常に関わっているので、市の事業としてはここに繋がってきているのだと理解しております。</p> <p>【会 長】そういうことでしょうか。</p> <p>【阪委員】地域コミュニティ室の取組は性犯罪とかのものなので、それはそれでいいと思うのですが、そうすると、セクハラ・パワハラを防止啓発に関わる活動としては、総務課の分だけだと思うので、そちらのほうの活動を聞きたいなという印象があって、担当課のところには「人権センター」と書いてありますが、そこは特になにも取り組みはしていないのでしょうか。</p> <p>【人権セ】人権センターの課としての取組ということではなくて、私達は外郭団体をもっております。社会同和教育推進会または、人権尊重推進協議会、こういった団体で各校区・各企業に対し研修を人権セミナーなどでは、パワハラ・セクハラ講義が増えております。</p> <p>【会 長】外郭団体といっても、人権センターが総括していらっしゃるのですか。</p> <p>【人権セ】そうです。</p> <p>【会 長】では、記載いただくとよろしいですね。</p> <p>【人権セ】はい、わかりました。</p>